

平成 27 年 3 月 2 日

第 31 次地方制度調査会の審議事項について

全国市長会

会長 森 民 夫

第 31 次地方制度調査会の審議事項に関連し、以下のとおり意見を提出する。

あわせて、別添資料（全国市長会「地方創生の実現に向けた決議」（平成 26 年 11 月 13 日））をご参照いただきたい。

1. 人口減少社会に的確に対応する地方行政体制のあり方について

- ・ 人口減少に歯止めをかけ、将来にわたる人口の維持を実現するため、国は、地域間のアクセスの改善といった社会基盤整備や少子化対策の抜本的な強化等、国が本来担うべき役割を明確にして果たすべきである。特に、子どもの医療費助成制度は全ての地方自治体が実施していることから、ナショナルミニマムとして国の制度とすべきである。
- ・ 人口減少社会への対応に当たっては、更なる地方分権の推進により、各都市が地域の実情に応じた施策を展開できる体制を構築すべきである。
- ・ 国は、地域間格差の是正に取り組むとともに、地方自治体間の人口の取り合いや競争の過熱が生じることのないよう、対策を講じるべきである。
- ・ 地域の活性化を図る観点から、交流人口の拡大を図ることも重要である。
- ・ 人口減少社会においては、地域コミュニティが重要な役割を担うことから、その維持・活性化や機能強化のための方策についても検討すべきである。

2. 地方自治体のガバナンスのあり方について

- ・ 地方自治体におけるガバナンスについては、長、議会、監査委員、住民の役割のバランスを考慮しつつ、丁寧に議論いただきたい。

- ・ 長と議会の関係については、均衡と抑制の観点から、慎重に検討すべきである。
- ・ 住民訴訟における長等の賠償責任については、責任要件を「故意又は重大な過失があったとき」に限定するとともに、長等の個人が負担する損害賠償額に限度額を設けるなど、制度の改正について議論いただきたい。

また、以上に加えて、指定都市市長会、中核市市長会及び全国特例市市長会から、以下のとおり意見が提出されている。

- ・ 地方が自らの判断と責任のもと、個性あふれる施策を講じられるよう、国、都道府県、基礎自治体の役割を明確にするとともに、第30次地方制度調査会答申において特別市（仮称）についてさらに検討すべきとされた課題、多様な大都市制度、中核市の機能強化等について検討すべきである。〔指定都市市長会・中核市市長会〕
- ・ 東京一極集中の是正に向け、地方圏のみならず、三大都市圏の地方行政体制のあり方、三大都市圏への人口移動や定住の促進についても議論いただきたい。〔指定都市市長会〕
- ・ 三大都市圏の東京圏とその他の都市圏、また、同一都市圏内の中心部と周縁部等、各都市を取り巻く状況は大きく異なることから、それぞれの実情に応じた対策を検討すべきである。〔中核市市長会〕
- ・ 大都市における出生率の向上等の観点も踏まえた議論を行うべきである。〔指定都市市長会〕
- ・ 連携中枢都市圏構想や定住自立圏構想を検証した上で、各都市が活用しやすい制度等について引き続き検討すべきである。〔全国特例市市長会〕
- ・ 連携中枢都市圏構想における連携中枢都市の要件について、①特例市でも制度を活用できるようにすること、②昼夜間人口比率の基準を満たしていない場合でも制度を活用できるようにすることを検討すべきである。〔全国特例市市長会〕

地方創生の実現に向けた決議

我が国の人口は、2008年をピークに人口減少局面に突入しており、このまま進むと、2100年には、5000万人を割り込む水準にまで減少すると推測されている。

このような流れは、消費市場の縮小や人手不足による地域経済の縮小、住民生活を支える行政サービスの質・量の変化、それを支える自治体の財政に深刻な影響を及ぼし、地域の社会基盤を揺るがすことにもなる。

人口減少対策は、今、我々都市自治体が、危機感を持って取り組まなければならない喫緊の課題である。

その基本は、全国どこにいても、人々が安定した生活を営み、子どもを産み育てることができるよう、必要な基礎的な環境が保障されることである。

そのような地域社会の形成に向けて、我々都市自治体は、地方創生の実現に向けて以下のことに意を注ぐことが重要であると認識している。

安全で安心できる快適で利便性の高いまちづくりを行い、地域コミュニティの維持・活性化に努めること。

地域の見守りのなかで、多世代にわたる人々が安心して生活を営み、結婚し、子どもの誕生を祝福し、健やかな育ちを直接・間接に支援すること。

地方の創意工夫による起業や6次産業化の促進等による地域資源を生かした魅力の創出とその発信を推進すること。

そのために、必要な人に必要な支援を行う政策を積極的に展開すること。

人々の定着を促す働く場の確保や住環境の整備と観光等を通じて活発な交流が行われる地域社会を構築すること。

一方で、人口減少対策は、個々の自治体や一地方だけでは限界がある。徒に地域間の競争を招かないためにも、公平な条件を整えた上で、国と地方、地方同士が役割分担と連携をして人口減少に立ち向かっていかなければならない。

国は、地方創生の実現に向けて、都市自治体が地域の特性を生かして自立的・自主的な取組みを従来の仕組みにとらわれることなく行えるよう、次のことについて意を注ぎ、政策を推進することを強く求める。

日本の将来を見据えて、広く国民各層の意見を聞き、総合的・長期的視点から人口減少対策等に関する統合的ビジョンを早急に作成し、国民に示すこと。

格差解消に向けて、国主導による東京圏一極集中の是正、UJI ターンの促進、経済界の理解と協力を得て本社機能の地方移転の促進、地域公共交通や地方の社会基盤施設整備、所得格差の解消のための労働関係法令の改正、ワークライフバランスの確保などを図ること。

我が国の出生率を向上させるため、統合的ビジョンの作成に合わせて、子育て世帯の経済的負担を軽減することが肝要である。国は全国どこにいても一律に受けることができる子ども医療費の無償化、保育園・幼稚園の保護者負担の軽減、産科・小児科医等の地域医療の充実等を図ること。

地方創生は単なる各年度の予算措置でとどまることなく、人口減少対策等に関する統合的ビジョンに基づいた法制整備や税制措置等を行うこと。

都市自治体の人々のライフステージに応じた総合的な対策を実施するために必要となる自由度の高い財源（包括的交付金など）の創設と地方単独事業を地方財政計画の歳出としての的確に計上すること。

地域資源をいかした地方創生に取り組むために、農地転用許可権限などの権限移譲や規制の緩和を思い切って断行すること。

人口減少対策の最前線に立つ我々都市自治体は、これまで以上に地域間の連携を深め、真正面からこの問題に取り組む決意である。

国は、我々都市自治体の地方創生に向けた決意に真摯に応え、共に我が国の活力ある未来を切り開くため連携し、積極的に取り組むことを強く望むものである。

以上決議する。

平成 26 年 11 月 13 日

全 国 市 長 会